

ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相①

これまでの連載でも触れてきたように、天理日仏文化協会（以下、「文化協会」）は、戦後のフランスにおいて日本文化受容が高まり始めた時期に設立され、現在まで半世紀以上にわたって活動を続けてきている。前回（2026年1月号）では、その活動の概観を紹介したが、これから数回にわたって、その文化活動の一部の詳細を取り上げながら、本連載のテーマである「文化」の「翻訳」について論じていく。それを進めるにあたり、今回はまず、そういった「翻訳」が生じる背景となる、フランスの宗教活動や文化活動を取り巻く法的な環境などを眺めていきたい。

フランスの1901年法と1905年法

さて、第15回（2025年1月号）でも触れたように、1970年に天理教パリ出張所（以下、「出張所」）、そして1971年に文化協会がそれぞれ設立された際、出張所はパリ郊外に設置された一方で、立地条件の制約などから文化協会はパリ市内に設置されることとなった。それについて筆者は、「フランスの法的な環境を考えると極めて理にかなった判断だったと言える」（加藤 2025：2）と述べたが、ここでその点についてもう少し詳しく見ていきたい。

筆者が「理にかなった」と述べた理由には、今から100年以上前に制定されたフランスの2つの法律が関わっている。それが小見出しにもある、1901年と1905年の法律である。なお、2021年のフランスの法改正で、この2つの法律に条文が追加されたりしているため、本稿では最新のものを参照しながら話を進めていくことを予めお断りしておく。（この2つの法律が制定された前後の歴史的な文脈については、本誌で連載されていた藤原理人の「ライシテと天理教のフランス布教」の2018年4月号、7月号、2020年10月号の内容を参照されたい。）

さて、この2つの法律の内の1つは、「非営利団体契約に関する1901年7月1日の法律」（以下、「1901年法」）である。「結社法」の通称で知られるこの法律は、同国において、「任意の団体が法人格を得るための規定を設け」ていることから、「フランスの団体法制に関する根本法規」と言われている（国立国会図書館調査及び立法考査局 1997：50）。

この法律では、2人以上の者が事前の届け出無しに非営利団体を結成することができ（「非届出非営利団体」）、さらにその発起人がその団体の所在する県庁等へ届け出をすることで法人格（「届出非営利団体」）を取得できるとする。この1901年法では、その団体が利益の分配を目的としない以外には目的を限定しておらず、後に1907年に制定された法律を根拠に、非営利団体が宗教活動を目的とすることが認められている。したがって、後述する1905年に制定された法律に則らず、1901年法にのみ準拠する形で団体を結成し、宗教活動を行っている諸団体も存在する（文化庁宗務課 2022：109）。

もう1つの法律は、先ほども少し触れた1905年の法律である。正式には、「諸教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律」（以下、「1905年法」）と呼ばれ、「政教分離法」の通称で知られる。この法律は、届出非営利団体の中でも、宗教活動を目的とする団体（以下、「宗教団体」）を規定する法律である。その意味では、1901年法を団体全般に関する「一般法」とすれば、1905年法はその「特別法」と位置づけることができる（文化庁宗務課 2022：107～113）。

「宗教団体」と「届出非営利団体」の大きな違いは、以下の2つであるとされる。

- ①「宗教団体」が「行おうとする宗派の一般組織の規則に準拠して」結成されること
- ②「宗教団体」の目的が、「専ら宗教活動の実施を目的とする」ものでなければならないこと

（文化庁宗務課 2022：113）

①については字義通りであるが、②については、フランス語の原文では *Les associations culturelles ont exclusivement pour objet l'exercice d'un culte*（Légifrance 2021、傍線は引用者）と規定されているため、「宗教活動の実施のみを目的とする」と読み替えた方が分かりやすいだろう。

1905年法に準拠する宗教団体は、目的が宗教活動に限定されていることに加え、様々な面でより厳格な政府の統制を受けることになる。たとえば、設立の際の最低人数が7名に設定されていること、定款の目的や実際の活動の実態の中で公の秩序を侵害しないこと、国や地方公共団体などから補助金を受け取れないこと、また宗教活動を行う場所で違法行為を扇動したり行ったりした場合には罰則や制裁が課せられたりすること等である（文化庁宗務課 2022：114～115）。

その一方で、宗教団体はその資金を自由に調達することができ、構成員から会費を徴収したり、募金や献金を受け取ったりすることが出来る。また、礼拝に使用する建物の固定資産税や住民税が免除されたり、寄付者に対する税が減免されたりもする（文化庁宗務課 2022：114、120～126）。

[引用文献]

加藤匡人(2025)「天理教の異文化伝道と「文化」の「翻訳」(15) —ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相④」『グローバル天理』26巻1号、2頁。

国立国会図書館調査及び立法考査局編(1997)『外国の立法』第201号、国立国会図書館調査及び立法考査局。

文化庁宗務課編(2022)『海外の宗教事情に関する調査報告書』文化庁宗務課。

Légifrance. 2021. Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat. <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000508749> (2026年2月4日閲覧)。